

別記

様式第1号（第6条関係）

米子市まちづくり活動支援交付金交付申請書 年 月 日 米子市長 様 申請者 団体の所在地 団 体 名 代 表 者 名 (印)	
米子市まちづくり活動支援交付金交付要綱（平成18年4月1日施行）第6条の規定に基づき、次のとおり、米子市まちづくり活動支援交付金の交付を申請します。	
交 付 年 度	年 度
事 業 の 名 称	
事業の目的及び内容	
事 業 費 総 額	
対 象 経 費 の 額	
交 付 金 申 請 額 （いずれかを選択してください。）	1 対象経費の額に相当する額（上限10万円） 申請額： 円
	2 対象経費の額の3分の2に相当する額（上限30万円） 申請額： 円
	3 対象経費の額の2分の1に相当する額（上限20万円） 申請額： 円
	4 対象経費の額に相当する額（上限5万円） 申請額： 円
事業の着手・完了 予定年月日	
添 付 書 類	1 事業計画書（別記様式第2号） 2 事業収支予算書（別記様式第3号） 3 団体の概要調書（別記様式第4号） 4 構成員名簿（別記様式第4号の2） 5 その他（ ）
備 考	

（注）任意団体の代表者が団体名及び代表者名を自署する場合は、その押印を省略することができます（法人の場合は、押印が必要です。）。

様式第2号（第6条関係）

まちづくり活動支援交付金事業計画書

事業名			
事業を計画するに至った経緯（※申請事業を行おうとするに至った動機やこれまでの経緯等について記載）			
事業の目的（※申請事業によって何を指すか記載）			
事業の内容	実施場所		
	事業概要		
	事業実施のスケジュール		
	対象者		
	予定参加数		
	告知方法		
	総事業費	円	交付金額
事業の効果（※申請事業を行うことで、これから何が期待されるかについて記載）			
次年度以降の活動（※次年度以降どのように継続して事業に取り組み、また、活動の成果をどのようにまちづくりに生かしていくかについて記載）			

様式第3号（第6条関係）

まちづくり活動支援交付金事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	予 算 額	内 訳	備 考
市からの交付金			
自 己 資 金			
事 業 収 入			売上金、入場料等
そ の 他			
合 計			

2 支出の部

（単位：円）

	科 目	予 算 額	内 訳
交付金対象経費	報 償 費		
	旅 費		
	需 用 費		
	役 務 費		
	委 託 料		
	使用料及び賃借料		
	そ の 他		
	小 計		
その他の経費			
	小 計		
合 計			

様式第4号（第6条関係）

団体の概要調書

ふりがな			
団体名			
団体所在地			
設立年月日		登記年月日	
代表者氏名		電話	
団体の人数	人	会費	円/1人
連絡責任者		電話	
メールアドレス			
会の目的			
主な活動場所			
主な活動			
米子市まちづくり活動支援 交付金 <small>（いずれかに○をしてください。）</small>	ア 交付を受けたことがある	年度	事業名
	イ 交付を受けたことはない		
市税等の滞納 （法人のみ） <small>（いずれかに○をしてください。）</small>	ア 市税等の滞納がある	年度	市税等の名称
	イ 市税等の滞納はない		
添付書類 <small>（添付する書類に○をしてください。）</small>	1 団体の規約、定款又は会則 2 団体の事業報告書（前年度）（新設団体にあつては、不要） 3 団体の事業計画書（今年度） 4 団体の収支決算書（前年度）（新設団体にあつては、不要） 5 団体の収支予算書（今年度） 6 市税等の納付確認書（法人のみ） 7 その他（ ）		

構 成 員 名 簿

1 役員

役職	ふりがな 氏 名	住所	生年月日
		(市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)	
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

2 役員以外の構成員

役職	ふりがな 氏 名	住所
		(市外の場合は、勤務先又は学校名も記入してください。)

※1 申請者の役員については「役職」・「氏名」・「住所」・「生年月日」を、役員以外の構成員については「役職」・「氏名」・「住所」を記入してください。

※2 申請者が米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）第7条の2第4号の規定に該当するか否かを調査するため、申請者の役員について米子警察署に照会する場合がありますので、記入に当たっては、当該役員の同意を得てください。

※3 申請者の役員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するため、及び米子警察署に照会するために使用し、これらの目的以外の目的のためには使用しません。

※4 申請者の役員以外の構成員の個人に関する情報は、この申請に基づく交付金の交付に関する事務を処理するために使用し、この目的以外の目的のためには使用しません。